

平成28年4月21日

品川区企画部広報広聴課

「わ！しながわ」サウンドロゴ使用の手引き

～あなたの「わ！しながわ」を伝えてください～

伝統が息づく暮らしと、都心の魅力が共存する品川区。

その品川区の素顔をもっと多くの人に知っていただくために、「わ！しながわ」を合い言葉に、とっておきの品川を発信していきます。

そして、区民のみなさまを始め、出来るだけ多くの方と一緒に品川区の魅力を発信していくために、「わ！しながわ」の音による展開として、サウンドロゴを作成しました。

この手引きは、「わ！しながわ」サウンドロゴを使用いただく際の注意点等を記しています。この手引きをご一読いただいた上で、ぜひサウンドロゴを活用して一緒に区の魅力を発信していきましょう！

1. 利用できるサウンドロゴおよびアニメーション動画

フレーズ「わ わ・わ・わ・わ わ！しながわ」のサウンドロゴ

アニメーション動画



2. 権利の帰属

サウンドロゴの一切の権利は、品川区に帰属します。

3. 使用手続き

サウンドロゴは、多くの方にご使用いただくことを想定しています。この手引きの遵守事項等をお守りいただければ、どなたでもご自由に使用できます。特に、手続きは不要です。

ただし、現時点では、営利目的の制作物への利用はご遠慮いただきます。

4. 使用にあたっての遵守事項

次に該当する場合（あるいは該当する可能性がある場合）は、使用できません。

- ◇品川区の信用や品位、イメージを損なうおそれがある場合
- ◇法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- ◇政治、宗教、思想等に関する活動での使用、また、特定の個人・団体・民族等への中傷や攻撃を助長する、第三者の利益を害するおそれのある場合
- ◇青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれのある場合
- ◇区が特定の個人・企業・団体、あるいは商品・サービス・活動などを支援・推奨・公認しているような誤解を招くおそれのある場合
- ◇特定の個人や団体のシンボルマーク、商標や意匠に相当するものとして、独占的に利用されるおそれのある場合
- ◇サウンドロゴおよびアニメーション動画の改変、変形等を行う場合
- ◇その他、品川区長が適切でないと認めた場合

5. 使用条件

(1) 品川区がホームページで提供する音源データおよび動画データを使用すること。改変は行わないでください。

(2) 使用料は無料です。

(3) 原則として使用期限はありません。

- (4) 目的と異なる使用や遵守事項に反した利用をしたときは、使用者に対して改善を求めることとし、改善指示に応じない場合は、使用許可を取り消します。
- (5) サウンドロゴ、品川区シティプロモーションのキャッチコピーおよびロゴマークの使用によって生じる問題・トラブル等について、品川区は一切関知しません。
- (6) サウンドロゴ、品川区シティプロモーションのキャッチコピーおよびロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。
- (7) この手引や遵守事項の内容は、予告なく変更することがあります。

6. 問い合わせ先

品川区企画部広報広聴課シティプロモーション担当

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎5階

電話：03-5742-6616（直通） FAX：03-5742-6870

E-mail koho-citypromotion@city.shinagawa.tokyo.jp